

# 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和7年度当初予算案 5.1億円 (5.1億円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

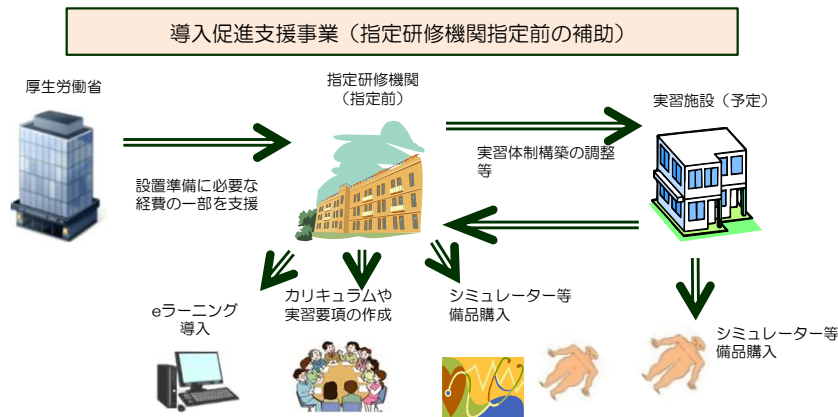
## 事業概要

### 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円 (91,539千円)

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

【補助先：指定研修予定機関】

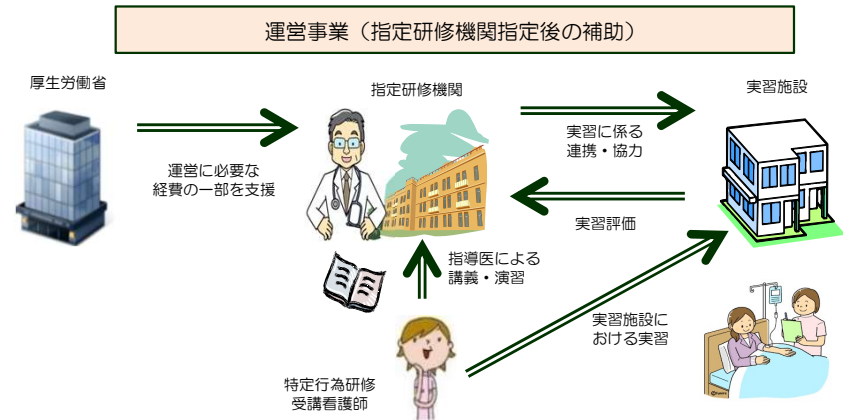


### 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円 (409,247千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】



### 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円 (11,685千円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

# 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和7年度当初予算案 66百万円 (66百万円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用の推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

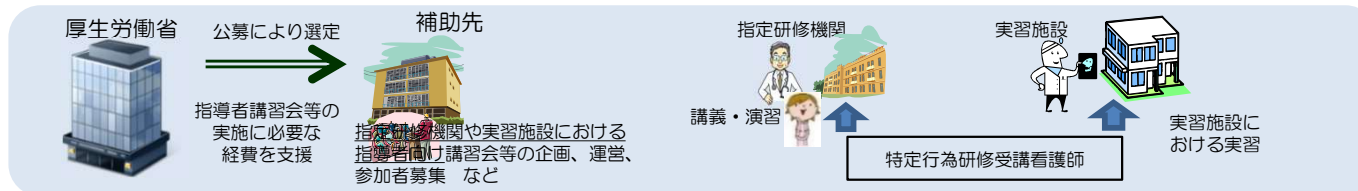
## 2 事業の概要

### 指導者育成等事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

#### ○指導者等育成

- ・ 目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概要：
  - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
  - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体
- ・ 備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



#### ○指導者リーダー育成

- ・ 目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体

### 実態調査・分析事業

#### 【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

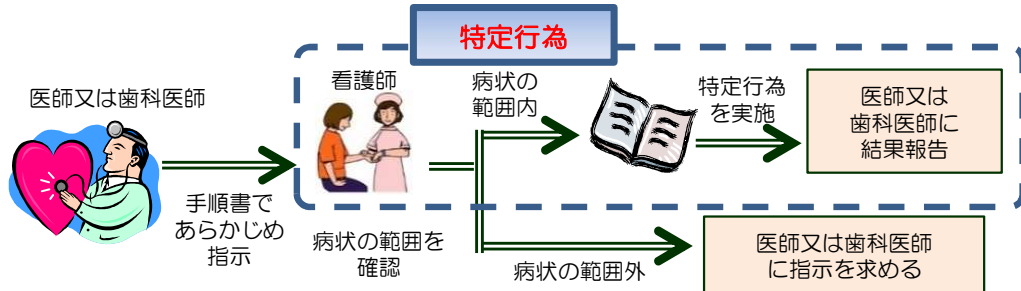
# 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）医療提供体制施設整備交付金38億円の内数  
（医療提供体制施設整備交付金26億円の内数）

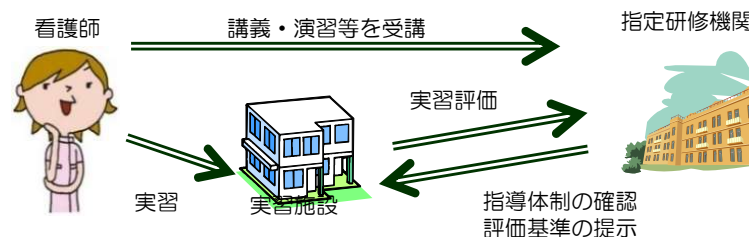
## 事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

## ○「特定行為」の概要



## ○研修実施方法の概要



## 事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

# 特定行為研修の組織定着化支援事業

令和7年度当初予算案 1.8億円 (1.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 98百万円

## 1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了者の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

## 2 事業の概要等

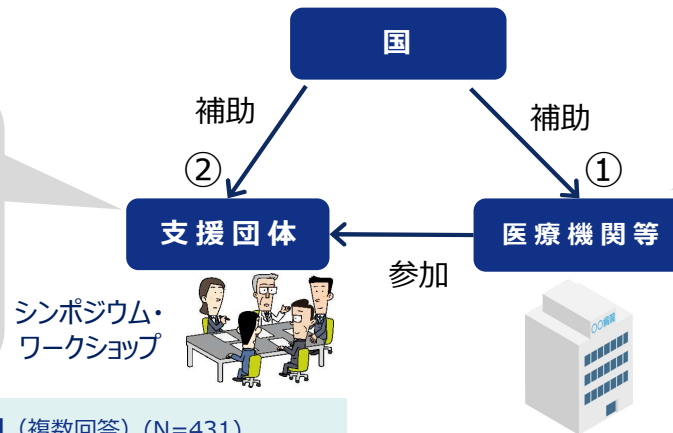
- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

- 実施主体：①医療機関である指定研修機関等  
②関係団体
- 補助率：①1/2 ②10/10
- 事業実績：①68施設 ②1団体（令和5年度）

### 事業スキーム

#### ②支援団体の取組

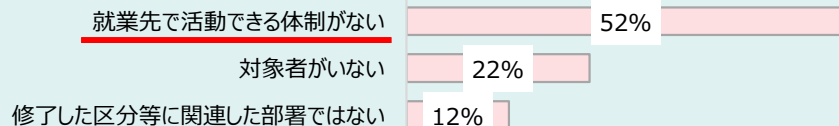
- 【シンポジウム】対象:全医療機関  
○本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催
- 【ワークショップ】対象:本事業を実施する医療機関(看護部長等)  
○本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催



#### ①医療機関等の取組（補助要件）全て必須

- (1) 特定行為研修推進委員会の設置  
・組織内共通の手順書の作成・見直し  
・安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置  
・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供  
・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (3) 就業する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

#### ■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）(N=431)



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

# ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）15百万円（15百万円）

## 背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

## 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）  
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

患者や家族が希望する、  
住み慣れた場所での  
穏やかな看取りの実現

## 事業概要

### ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

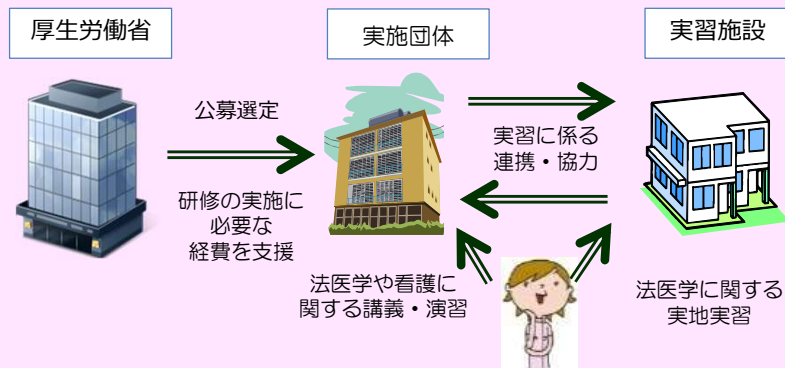
『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施

#### 講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項  
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方（意思決定支援含む。）
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

#### 実地研修

- ◆2体以上の死体検案若しくは解剖に立会うこと  
又は1体以上の死体検案若しくは解剖の立会い及び実地研修を代替する講義を受講



※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

# 看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業（通信制教育）令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）8百万円（8百万円）

## 事業目的

eラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム）を活用することにより、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の受講機会を拡大し、教員及び実習指導者の確保を目的とする。

## 事業概要

専任教員養成講習会実施要領（「看護教員に関する講習会の実施要領について」令和2年9月24日医政発0924第3号医政局長通知）によって実施される専任教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（令和2年9月24日医政発0924第5号医政局長通知）によって実施される実習指導者講習会の一部の教育内容について、実施団体が学習システムを運用し、通信制教育（eラーニング）を行う。具体的内容は以下のとおり。

### ① eラーニングコースの運用

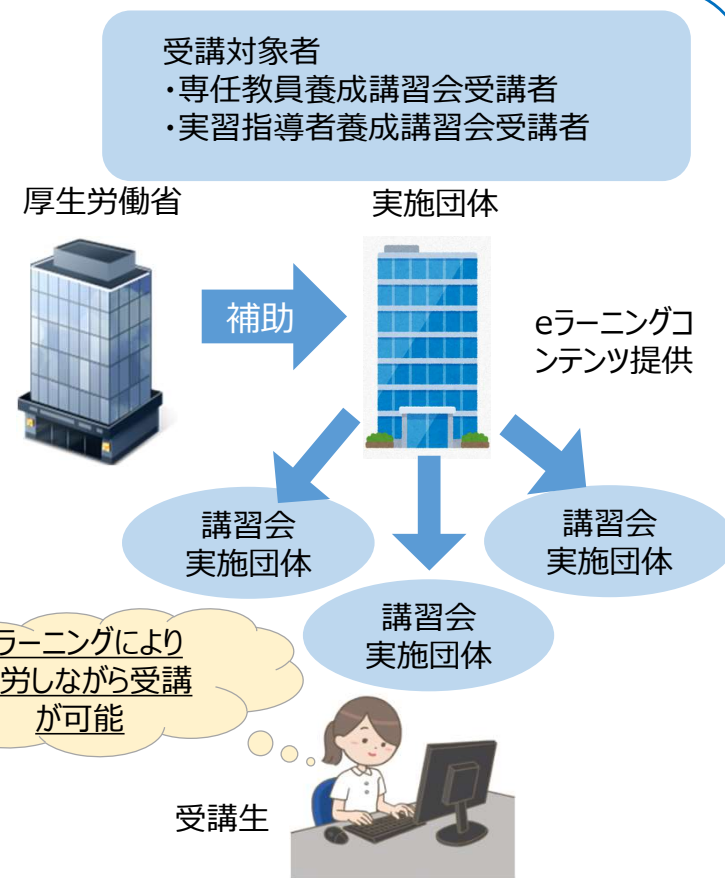
複数の受講者が同日・同時間に受講することが可能な運用環境整備

### ② 問い合わせに対する体制整備

eラーニングコースの受講に関する問い合わせの対応 等

### ③ 管理機能の提供

受講者の受講進捗状況、質問内容、受講成績等の集計



## 補助先

公募により選定した団体

# 看護教員教務主任養成講習会事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額） 11百万円（11百万円）

## 事業目的

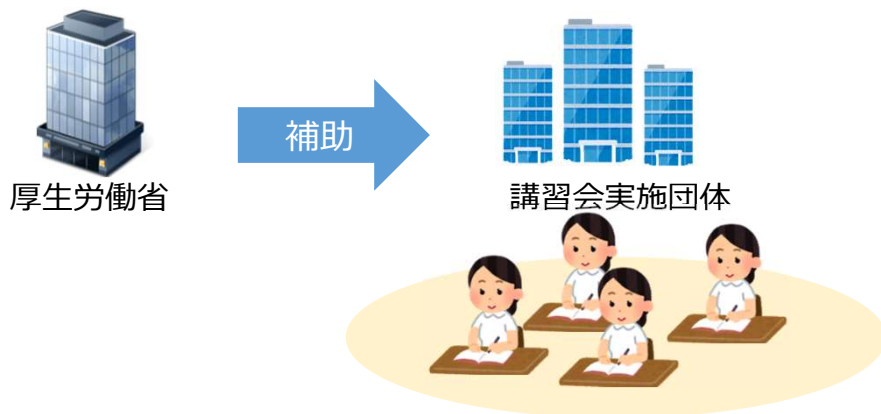
保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、看護師学校養成所に専任教員及び教務に関する主任者（教務主任）を配置することが規定されている。教務主任にはいくつかの要件があり、その要件のひとつに教務主任養成講習会（以下「講習会」という。）を修了することが規定されている。教務主任養成講習会では、看護教育方法・評価方法の開発や看護学校の経営に関する科目など、看護教育の質の向上に資する教育が求められている。

そこで本事業は、看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした講習会の実施に必要な経費を支援する。

## 事業概要等

### 【講習会の実施】

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に沿って実施する



教育内容	授業内容	単位数	時間数
看護教育方法・評価開発	看護教育方法・評価開発*	1	15
	看護教育方法・評価開発演習	1	30
看護学校経営	看護学校経営論*	2	30
	看護学校経営論演習	2	60
看護学教育課程開発	看護教育課程開発	2	30
	看護教育課程開発演習	3	90
合計		11	255

\* eラーニング活用可能

### 教務主任について

- 専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること（保健師助産師看護師学校養成所指定規則）
- 教務主任となることができる者は、①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者のいずれかとしている。（看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて 医政発0331第21号）
- 教務主任は、リーダーとして看護師等養成所の教育課題を分析し、課題解決を図る。また、カリキュラム運営の先進者となることが役割として求められる。（専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン）

# 中央・都道府県ナースセンター（事業概要）

## ○中央ナースセンター（人材確保法第20条）：1か所【各都道府県ナースセンターの中央機関】

- ①都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ②都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

## ○都道府県ナースセンター（人材確保法第14条）：47か所【看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関】

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、

- ①近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ②高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
- ③看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※平成10年度 運営費を一般財源化

# ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者による届出制度の創設** - 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- ナースセンターの機能強化** - 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
  - 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

### 都道府県ナースセンター

届出情報に基づき、離職後も一定のつながり確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

#### 【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース  
「とどけるん」

### 医療機関等に勤務する看護師等



離職

復職

### 離職中の看護師等



- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後 など

離職時の届出  
※代行届出も可

届出

ニーズに応じた  
復職支援

助言等

都道府県看護協会が医師会、病院団体等とナースセンターの事業運営について協議

連携

ハローワークや医療勤務環境改善支援センター等と密接に連携

支援体制強化

より身近な地域での復職支援体制を強化（支所等の整備）



## ■ 看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

- 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

### 1 届け出るタイミング

#### ①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

#### ②既に届け出た事項に変更が生じた場合

### 2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

### 3 届け出る方法

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。  
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>（看護師等の届出サイト「とどけるん」）

### 4 関係者による届出の支援

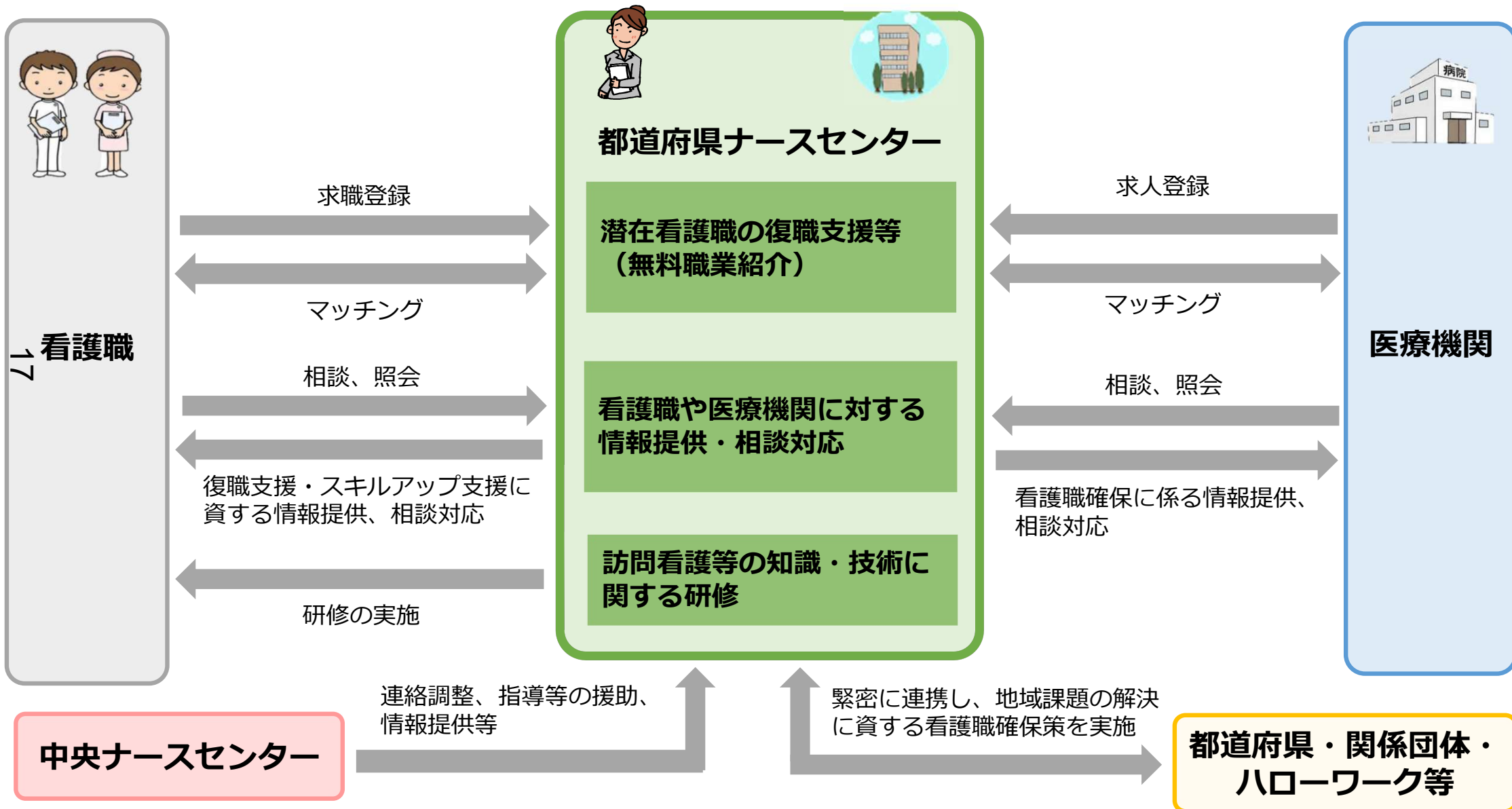
#### ①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者

#### ②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

# 都道府県ナースセンターによる看護職の就業・資質向上支援

都道府県ナースセンターは、①潜在看護職の復職支援等（無料職業紹介）、②看護職や医療機関に対する情報提供・相談対応、③訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、地域における看護職の就業・資質向上を支援している。



※平成30年末時点の推計では、65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）

（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員需給推計への影響要因とエビデンスの検証についての研究」（代表研究者：小林美亜）、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「第七次看護職員需給見直し期間における看護職員需給数の推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美亜）

令和7年度当初予算案 2.6億円 (2.4億円) ※ ()内は前年度当初予算額

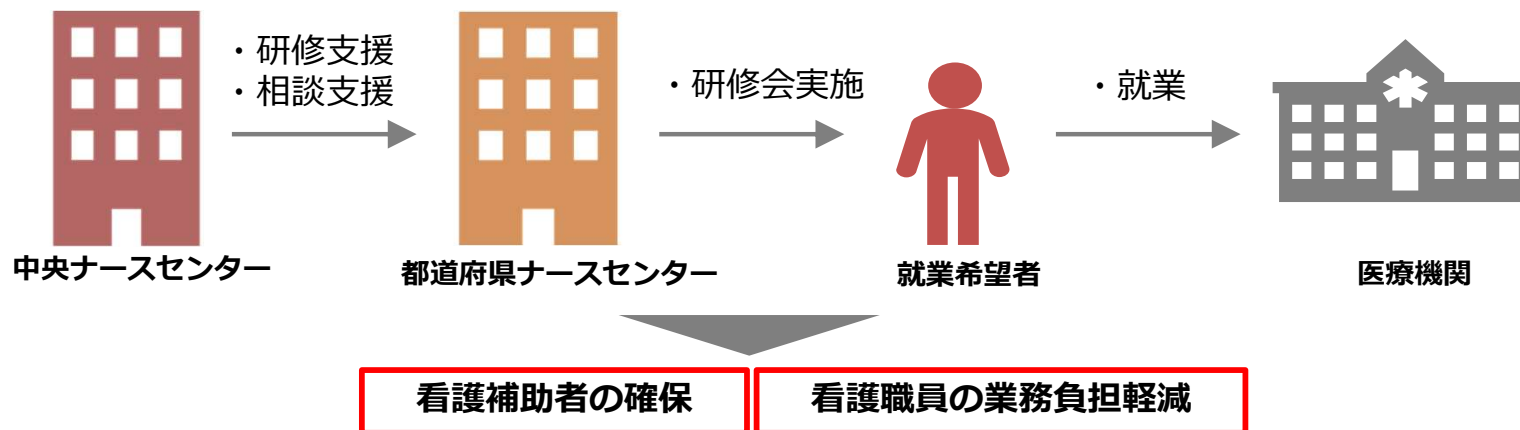
## 1 事業拡充の目的

- ・ 少子高齢化の進行に伴い、現役世代（担い手）の急減が見込まれる中で、今後の増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であるものの、依然として医療機関等における看護職員の確保は重要な課題となっている。
- ・ このため、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者の就業支援を行うため、看護補助者として就業を希望する者に対する研修を実施し、看護補助者の確保を図る。

## 2 事業拡充の概要

### 看護補助者に対する就業支援（24百万円）

都道府県ナースセンターが看護補助者として就業を希望する者に対して、医療機関で従事するために必要な知識・技能についての研修を実施できるよう、中央ナースセンターにおいて、研修実施等の支援を行う。



## 3 実施主体等

◆実施主体：公益社団法人 日本看護協会

◆補助率：定額（10/10相当）

# 災害・感染症に係る看護職員確保事業

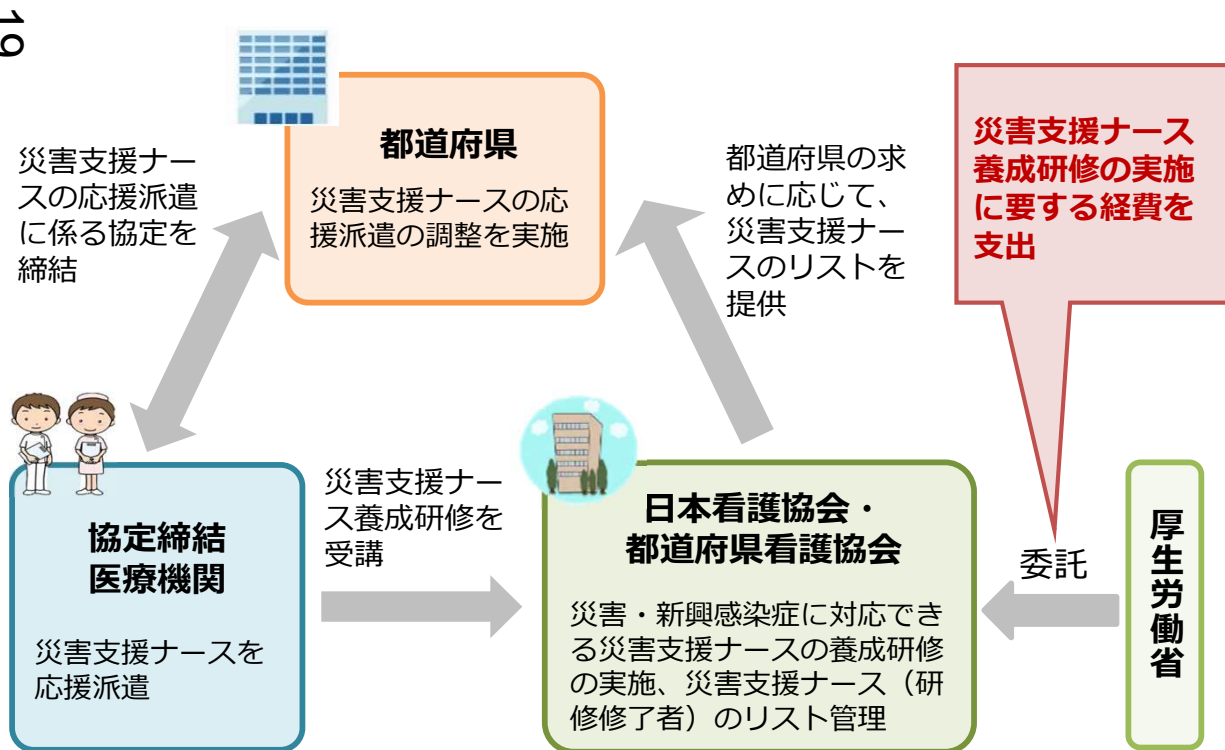
令和7年度当初予算案 56百万円 (56百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

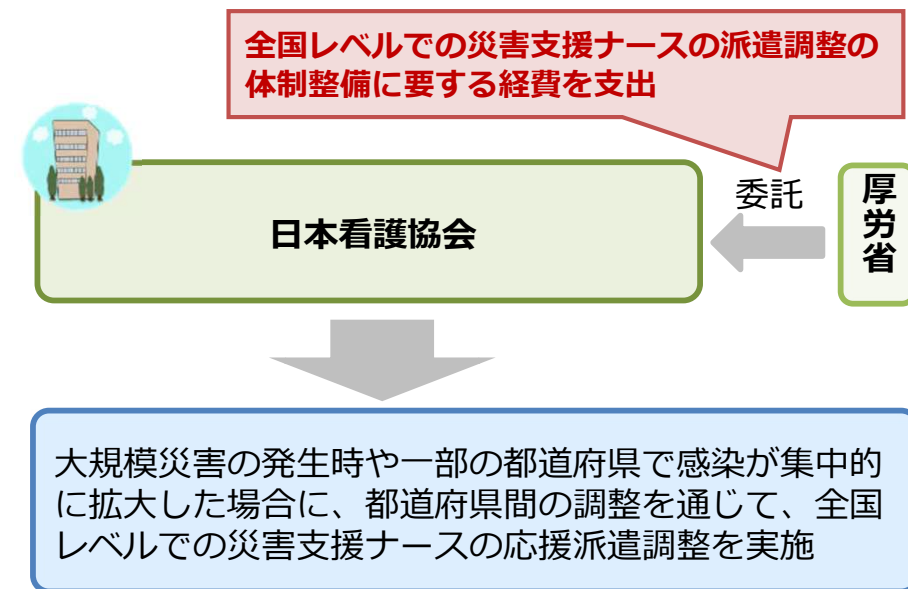
- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関等への応援派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

## 2 事業の概要

### 1. 災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成



### 2. 全国レベルでの災害支援ナースの派遣調整の体制整備



※ 災害支援ナース制度の円滑な実施のため、日本看護協会や医療関係団体によって構成される調整会議を設置。

# 医療専門職支援人材確保・定着支援事業

令和7年度当初予算案10百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師・看護師等の医療専門職から、看護補助者や医師事務作業補助者のような「医療専門職支援人材」へのタスクシフト・タスクシェアが重要であるとされている。  
医療専門職支援人材については、人材と医療機関とを結ぶ適切なアプローチが十分にできておらず、人材の数的確保や入職後の人材定着が進んでいない状況となっている。  
引き続きリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等へのPR活動を通じて人材確保・定着支援を行う。加えて医療専門職間の実態調査を行い医療専門職支援人材確保・定着支援事業の促進を図る。

## 2 事業の概要

- 医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材となる方法等を示したリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等でのPR活動を推進、医療機関への周知・啓発を行う。また医療専門職支援人材が継続して医療機関で勤務できるよう、医療機関に向けて支援人材の定着促進に資するセミナー研修、先進的な取組を行う医療機関の好事例の横展開を実施する。タスクシフト・タスクシェアが進んでいくことで起きる医療専門職間への業務量の偏りが起きていないか等の実態調査を実施。

## 3 事業スキーム・実施主体等

### <事業イメージ>

### <人材確保事業>

リーフレットやポスター、PR動画及び手引書等コンテンツの更新



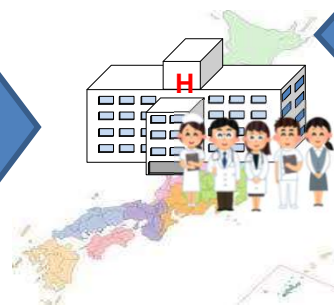
(主な取組) 医療専門職支援人材の職種や魅力、仕事内容をPRするリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツを更新する。

ハローワーク等でのPR



(主な取組) ポスターをハローワーク等で掲示する／動画をHPに掲載する等により、年齢層問わず幅広く周知する。

各医療機関で就業



### <定着支援事業>



医療専門職間の実態調査

(主な取組) 定着促進に資するセミナー研修や医療機関向けに支援人材の活用をテーマにした研修等の開催を実施。定着に関する先進的な取組を行う医療機関の好事例の横展開。また、医療専門職間の実態についての調査も実施。

### <実施主体等>

- ①実施主体  
：委託費（公募により選定）
- ②補助・拠出先  
：学術団体等
- ③補助率・単価  
：定額（10/10）
- ④負担割合（国、地方）  
：委託費

# 助産師活用推進事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数）

## 背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産\*1、助産師外来\*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

\*1「助産師外来」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

\*2「院内助産」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

## 対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

## 主な目的や方法

### 助産師出向

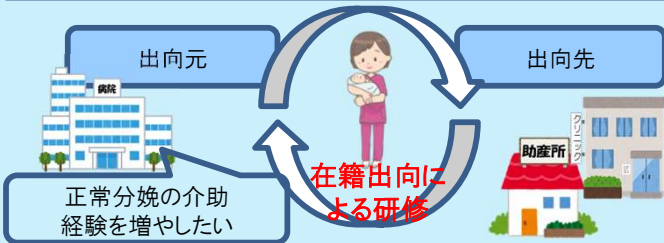
の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会\*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

※既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）



### 【具体的な例】

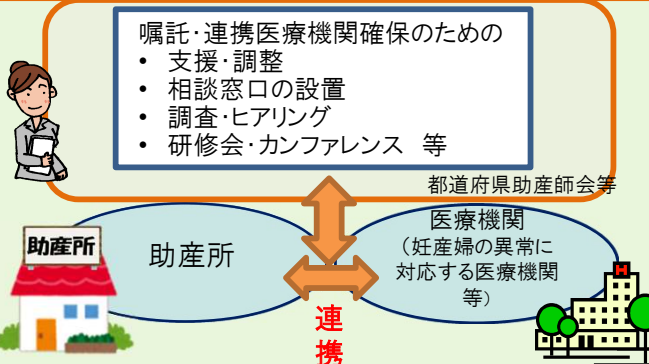
- ・助産所で勤務する助産師による 病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援や産後ケア事業の実施
- ・新生児蘇生の技術修練
- ・助産学生の実習施設確保のための調整
- ・助産師の偏在の実態把握の調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

### 助産所と嘱託連携医療機関等の連携

に係る支援

- 協議会の設置などにより、
- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
  - 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



### 【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
  - 連携状況のヒアリング
  - 連携についての情報交換会
  - 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
  - オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

### 院内助産・助産師外来

の実際及び効果についての理解促進

▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

### 【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・情報収集のための他施設の見学
- ・業務マニュアルの策定の支援
- ・院内助産・助産師外来の実施及び効果についての調査

など

活用例

# 経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

## 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

令和7年度当初予算案(令和6年度予算額)63百万円(63百万円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(補助先) 公益社団法人国際厚生事業団  
(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び借料、消耗品費等  
(基準額) 63,029千円  
(補助率) 定額

## 外国人看護師候補者学習支援事業

令和7年度当初予算案(令和6年度予算額)1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(補助先) 公益社団法人国際厚生事業団  
(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費等  
(基準額) 103,640千円  
(補助率) 定額

## 外国人看護師候補者就労研修支援事業

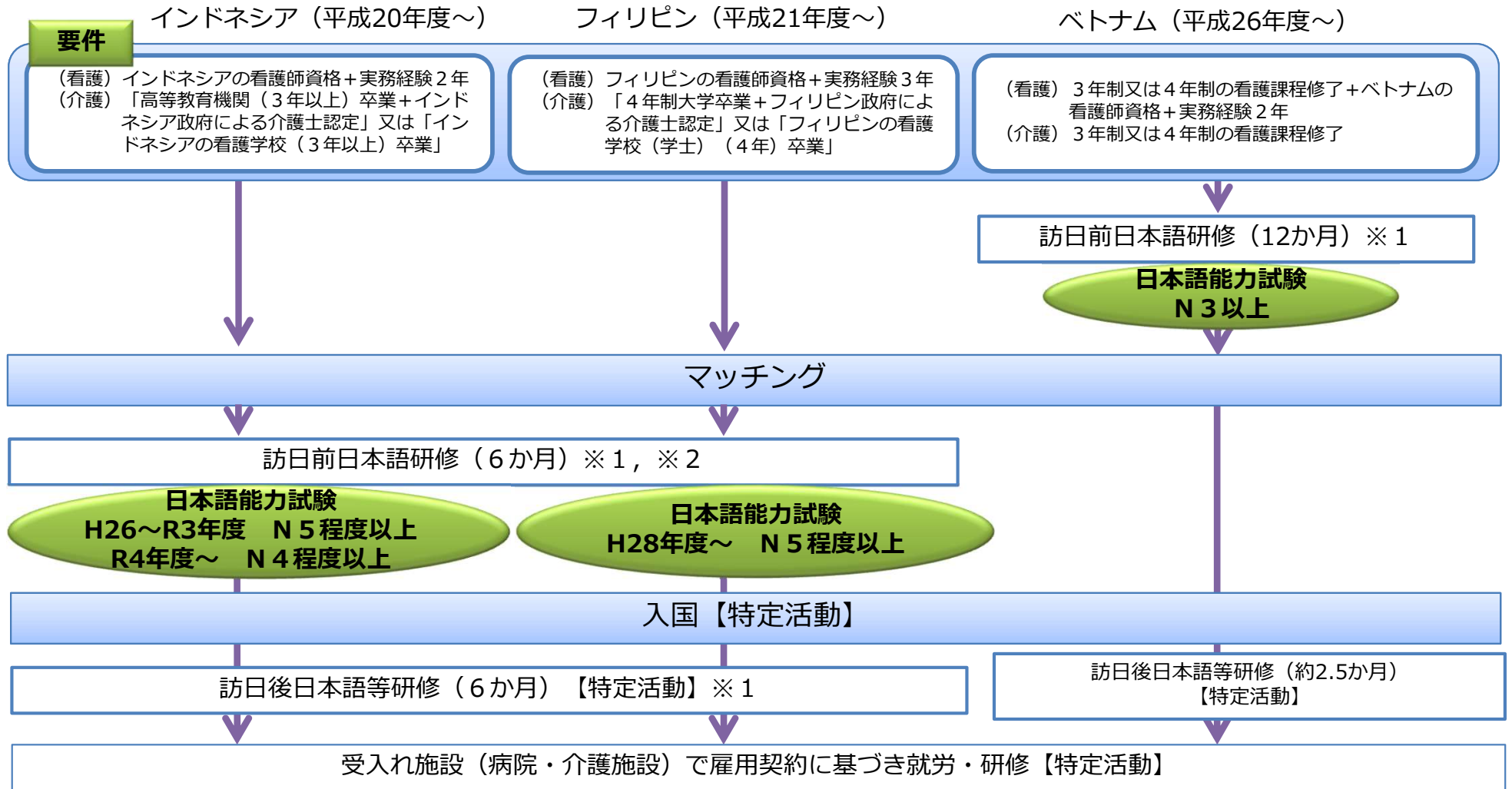
令和7年度当初予算案(令和6年度予算額)医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数  
(医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県(間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)  
(対象経費) 報償費等  
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設  
(補助率) 定額

# 経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。

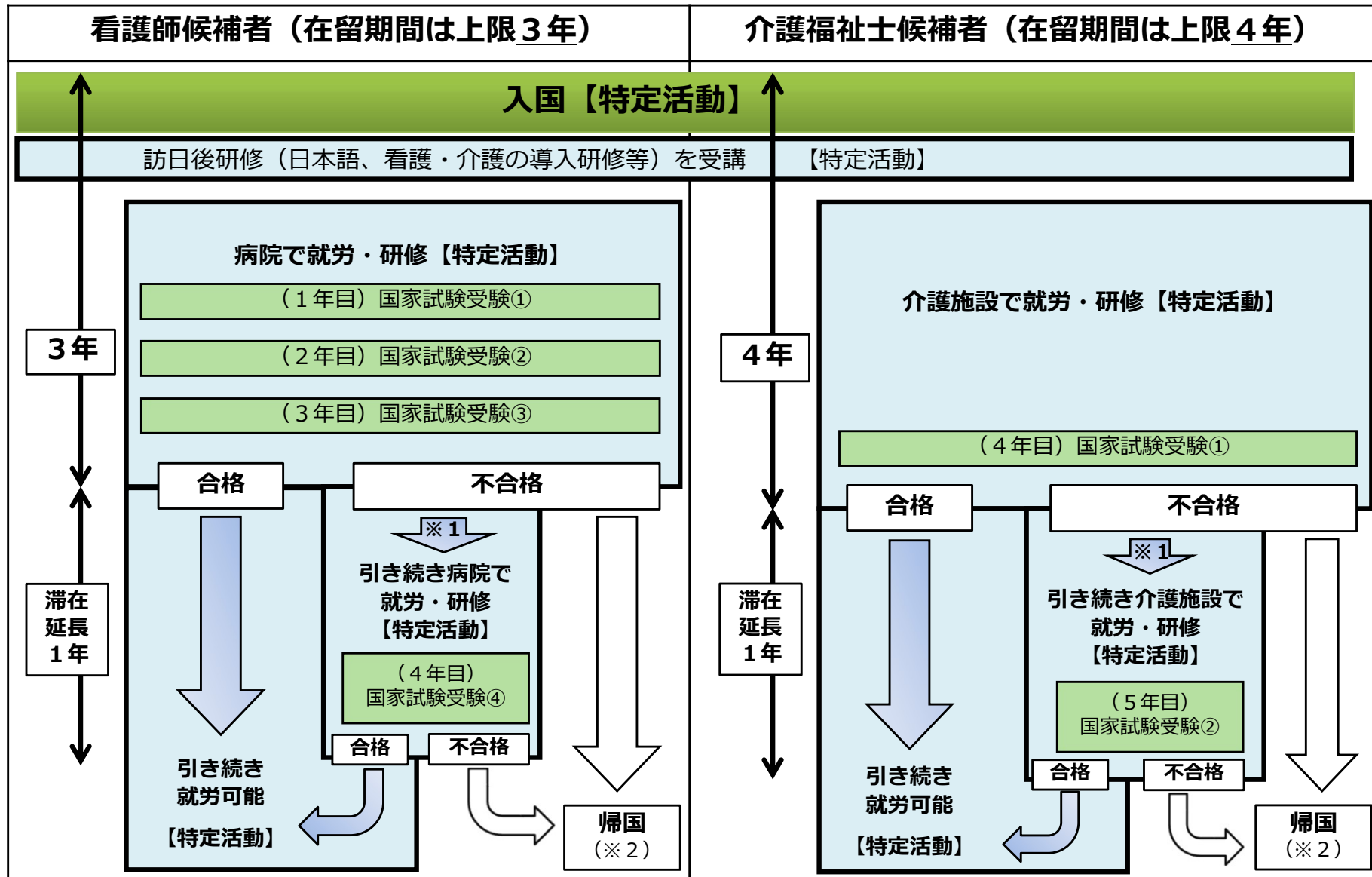
注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3又はN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。



# 経済連携協定に基づく受入れの枠組（入国以降）



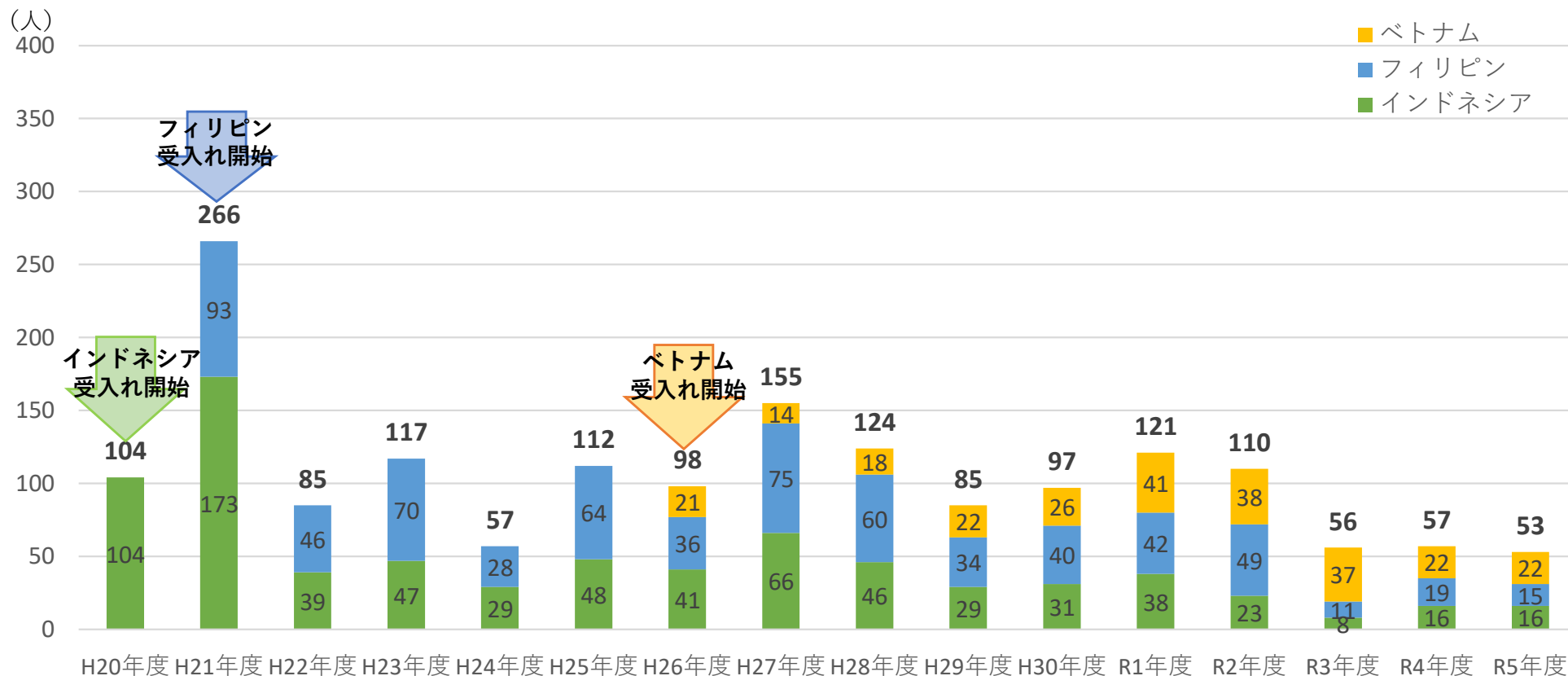
(※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。  
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月、平成31年2月、令和3年2月、令和5年2月の閣議決定による。)

(※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注) 【 】内は在留資格を示す。

# 受入れ人数の推移（看護師候補者）

（EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の累計受入れ人数は9,000人超。）



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	累計
看護	インドネシア	104	173	39	47	29	48	41	66	46	29	31	38	23	8	16	16	754
	フィリピン	-	93	46	70	28	64	36	75	60	34	40	42	49 <sup>※2</sup>	11	19	15	682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	21	14	18	22	26	41	38	37	22	22	261
	合計	104	266	85	117	57	112	98	155	124	85	97	121	110	56	57	53	1697

※1 国内労働市場への影響等を考慮して設定された受入れ最大人数について、看護師候補者は、各国200人/年（インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で400人）。介護福祉士候補者は、各国300人/年（インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人）。

※2 令和2年度フィリピン人候補者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語研修免除者を除き令和3年5月に入国。

# 経済連携協定に基づく受入れに係る国家試験合格者・合格率の推移（1）

受験年度	看護師国家試験											
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計		
	受験者数	合格者数	合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率 (%)
平成20年度	82	0	0.0	—	—	—	—	—	—	82 (50,906)	0 (45,784)	0.0 (89.9)
平成21年度	195	2	1.0	59	1	1.7	—	—	—	254 (52,883)	3 (47,340)	1.2 (89.5)
平成22年度	285	15	5.3	113	1	0.9	—	—	—	398 (54,138)	16 (49,688)	4.0 (91.8)
平成23年度	257	34	13.2	158	13	8.2	—	—	—	415 (53,702)	47 (48,400)	11.3 (90.1)
平成24年度	173	20	11.6	138	10	7.2	—	—	—	311 (56,546)	30 (50,232)	9.6 (88.8)
平成25年度	151	16	10.6	150	16	10.7	—	—	—	301 (59,725)	32 (53,495)	10.6 (89.6)
平成26年度	174	11	6.3	163	14	8.6	20	1	5.0	357 (60,947)	26 (54,871)	7.3 (90.0)
平成27年度	203	11	5.4	192	22	11.5	34	14	41.2	429 (62,154)	47 (55,585)	11.0 (89.4)
平成28年度	218	21	9.6	192	29	15.1	37	15	40.5	447 (62,534)	65 (55,367)	14.5 (88.5)
平成29年度	216	29	13.4	185	31	16.8	40	18	45.0	441 (64,488)	78 (58,682)	17.7 (91.0)
平成30年度	200	15	7.5	175	31	17.7	48	23	47.9	423 (63,603)	69 (56,767)	16.3 (89.3)
令和元年度	196	12	6.1	153	16	10.5	64	18	28.1	413 (65,569)	46 (58,514)	11.1 (89.2)
令和2年度	140	17	12.1	111	25	22.5	84	28	33.3	335 (66,124)	70 (59,769)	20.9 (90.4)
令和3年度	142	9	6.3	135	12	8.9	93	24	25.8	370 (65,025)	45 (59,344)	12.2 (91.3)
令和4年度	130	15	11.5	113	18	15.9	92	42	45.7	335 (64,051)	75 (58,152)	22.4 (90.8)
令和5年度	130	0	0.0	97	6	6.2	67	11	16.4	294 (63,301)	17 (55,557)	5.8 (87.8)

※ 合計欄の（ ）内の数字は、日本人を含めた全体の受験者数、合格者数、合格率を表す。

## 経済連携協定に基づく受入れに係る国家試験合格者・合格率の推移（２）

### 看護師国家試験

入国年度	インドネシア			フィリピン			ベトナム		
	受験者数	合格者数※	合格率 (%)	受験者数	合格者数※	合格率 (%)	受験者数	合格者数※	合格率 (%)
平成20年度	104	28	26.9	-	-	-	-	-	-
平成21年度	173	53	30.6	93	16	17.2	-	-	-
平成22年度	39	18	46.2	46	11	23.9	-	-	-
平成23年度	47	18	38.3	70	24	34.3	-	-	-
平成24年度	29	8	27.6	28	5	17.9	-	-	-
平成25年度	48	20	41.7	64	33	51.6	-	-	-
平成26年度	41	13	31.7	36	20	55.6	21	18	85.7
平成27年度	66	22	33.3	75	35	46.7	14	14	100.0
平成28年度	46	18	39.1	60	34	56.7	18	15	83.3
平成29年度	29	7	24.1	34	20	58.8	22	21	95.5
平成30年度	31	8	25.8	40	19	47.5	26	26	100.0
令和元年度	38	8	21.1	42	15	35.7	41	32	78.0
令和2年度	23	6	26.1	49	10	20.4	38	30	78.9
合計	714	227	31.8	637	242	38.0	180	156	86.7

※ 合格年度を問わない 注 再受験を含めた累計

# 地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

## (1) 病床の機能分化・連携

### ○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

## (2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

### ○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

### ○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

### ○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

### (3) 医療従事者等の確保・養成

#### ○ **看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備**

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

#### ○ **新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施**

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

#### ○ **看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施**

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

#### ○ **看護職員の就労環境改善のための体制整備**

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

#### ○ **各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）**

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

#### ○ **医療勤務環境改善支援センターの運営**

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用した勤務環境改善に向けた取組などを行う医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

#### ○ **看護師等養成所の施設・設備整備**

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

#### ○ **看護職員の資質の向上を図るための研修の実施**

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

#### ○ **看護職員の定着促進のための宿舍整備**

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

#### ○ **看護職員の勤務環境改善のための施設整備**

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

施策名: 特定行為研修の組織定着化支援事業

① 施策の目的

特定行為研修修了者を加速度的に増やすために、組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組を行う医療機関である指定研修機関等を財政的・技術的に支援する。

② 対策の柱との関係

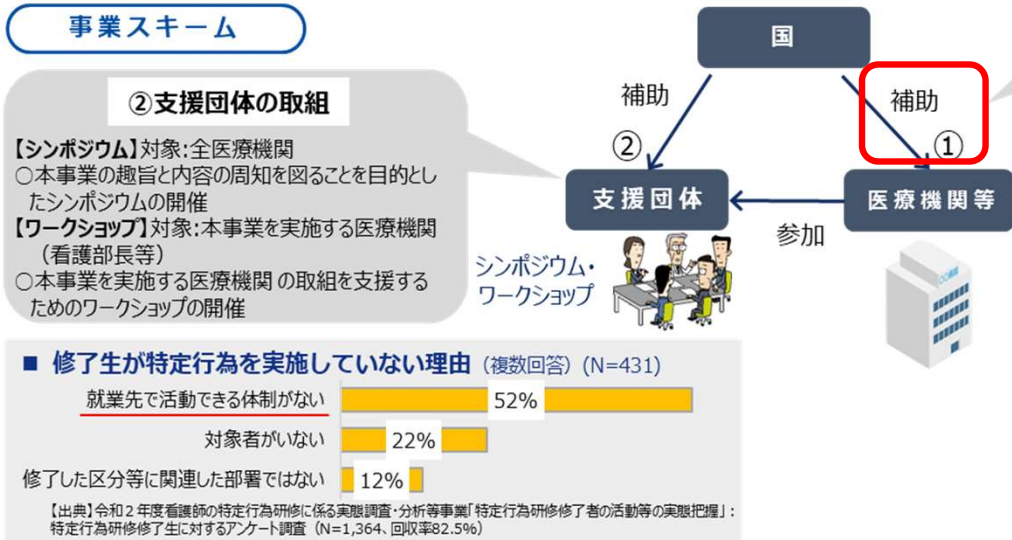
I	II	III
○		

③ 施策の概要(①が令和6年度補正予算で実施する部分)

- ①指定研修機関である医療機関等に対し、看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ②本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

30



- ①医療機関等の取組 (補助要件) 全て必須
- 特定行為研修推進委員会の設置
    - ・組織内共通の手順書の作成・見直し
    - ・安全な特定行為の実施の確認 等
  - 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
    - ・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
    - ・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
  - 就業する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
  - 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

- 実施主体:
- ①医療機関である指定研修機関等
  - ②関係団体
- 補助率:
- ①1/2
  - ②定額(10/10相当)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関である各指定研修機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みを構築することにより、特定行為研修修了者を加速度的に増大させる。

施策名: 地域における特定行為実施体制推進事業

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

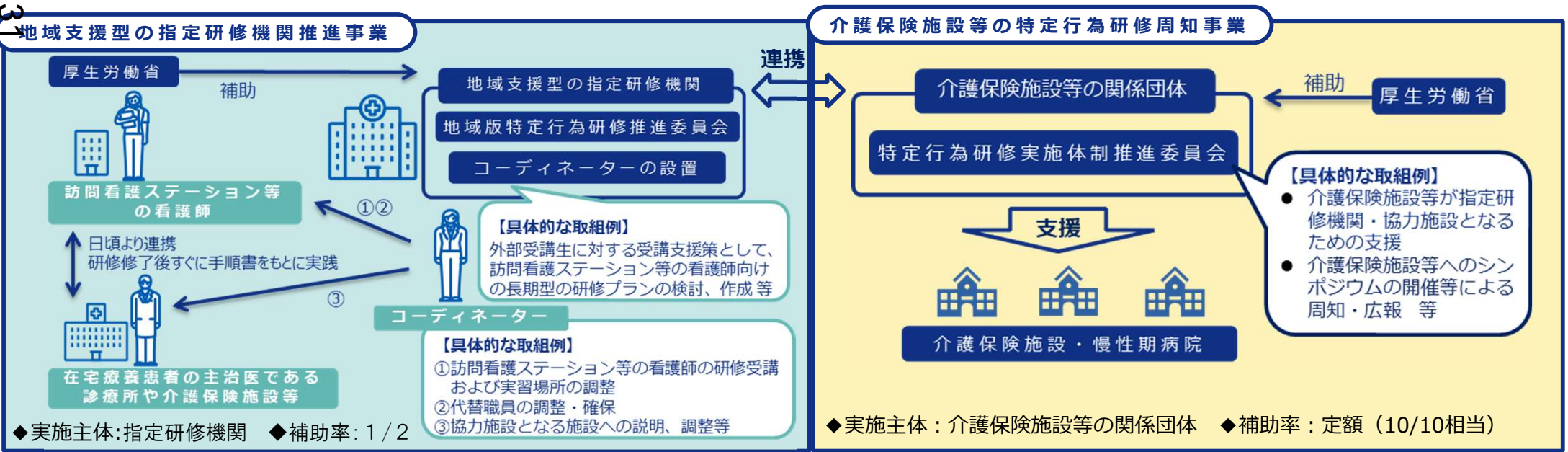
① 施策の目的

訪問看護ステーション等の看護師の特定行為研修の受講を推進するため、特定行為研修制度の周知を行うことに加え、特定行為研修の受講体制を整備する。

③ 施策の概要

- 地域における特定行為研修実施体制を推進するため、指定研修機関に対し、地域版特定行為研修推進委員会の設置、地域の看護師の特定行為受講等を支援するコーディネーターの設置のための体制構築にかかる費用を補助する。
- 介護保険施設・慢性期病院等で勤務する看護師の特定行為研修の受講を推進するため、介護保険施設等の関係団体に対し、特定行為研修実施体制推進委員会の設置、介護保険施設や慢性期病院等に対する特定行為研修推進の支援体制の構築にかかる費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修制度の周知・受講体制を整備し、特定行為研修修了者の活躍を推進する。



施策名：地域標準手順書普及等事業

① 施策の目的

地域の医師が手順書を活用できるよう、厚生労働省が公表している標準的な手順書例等について、地域の実情に応じて運用方法等を中心に検討し、手順書及び運用方法等を周知すること等により、地域において特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、その活躍を推進する。

② 対策の柱との関係

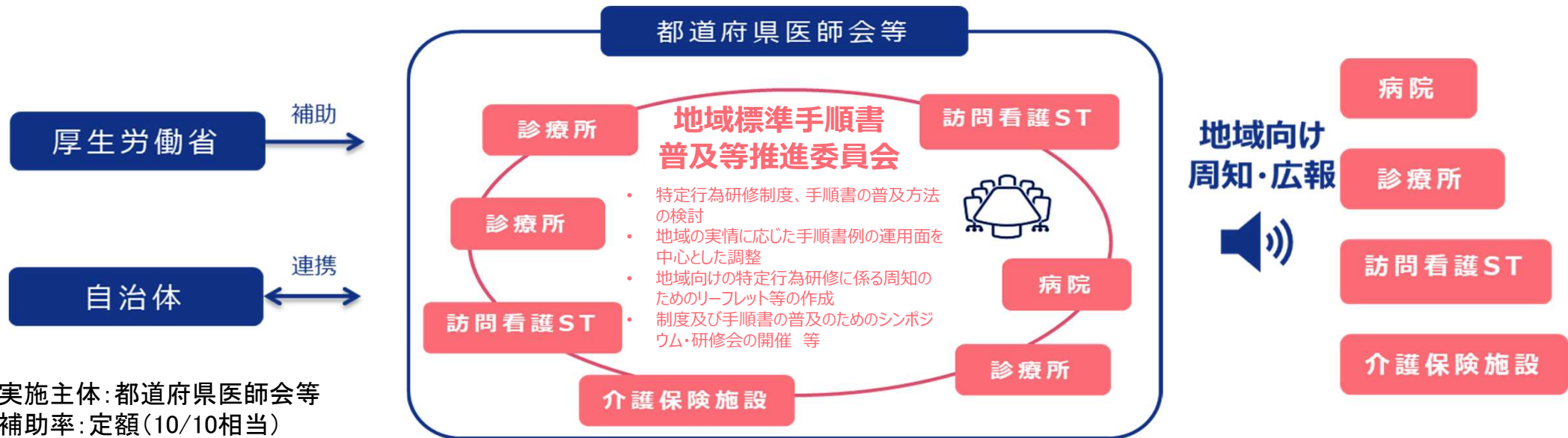
I	II	III
○		

③ 施策の概要

都道府県医師会等が、地域標準手順書普及推進委員会を設置し、地域の実情に応じた標準的な手順書例等の調整、周知・広報を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

32



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域において特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、その活躍を推進する。

施策名：医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

① 施策の目的

タスクシフトの推進等を目的とし、医師と特定行為研修修了者の協働等に対する医師の理解促進及び連携強化を図るとともに指導者の確保・育成を図る。

② 対策の柱との関係

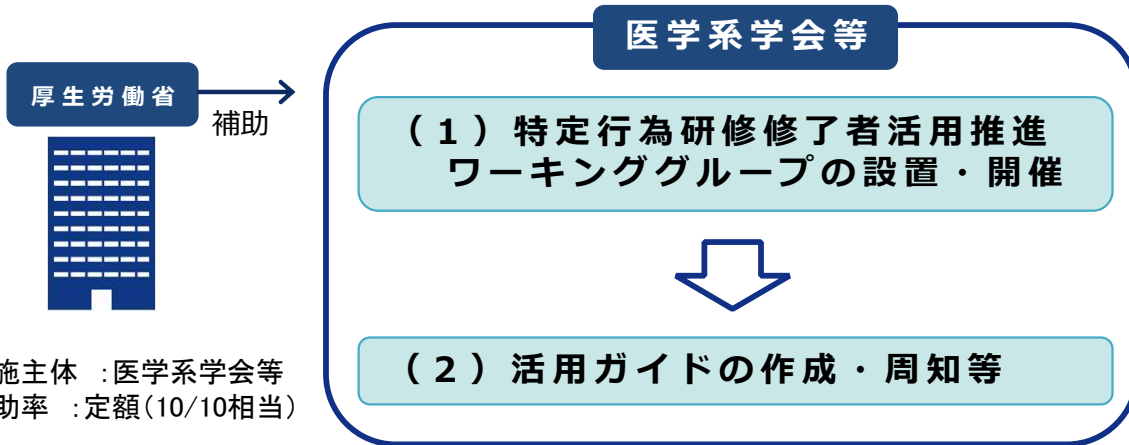
I	II	III
○		

③ 施策の概要

領域別パッケージに関係する医学系学会において、特定行為研修修了者の活動実態の調査・分析するためのワーキンググループを開催し、各領域における医師向けの「特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成するとともに、シンポジウムにおいて「活用ガイド」の普及・周知を行うとともに医師の特定行為に係る指導者講習会の受講推進を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

33



【医学系学会等の取組】

- 各学会に特定行為研修修了者の活用に関するワーキンググループを設置・開催する（既存の委員会でも可）
- 各学会の医師が学会の領域において特定行為研修修了者の効果的な活用方法や医師との協働に係る医師向けの活用ガイドを作成・周知する
  - 活用ガイドには各学会が推奨する領域別パッケージ研修等の各領域に必要とされる一連の活動を担うことができる内容を掲示する
  - 作成した活用ガイドを周知するためのシンポジウムを開催する
  - 学会員の医師等に対し、特定行為に係る研修指導者講習会の受講を推進する

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

学会が効果的な修了者の活用の在り方を検討し、医師向けの「各学会における特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成・周知することで、医師と特定行為研修修了者(看護師)間のタスク・シフト/シェアを推進する。

施策名：看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業

① 施策の目的

看護師養成や看護現場のDX(デジタルトランスフォーメーション)化を促進し、看護業務及び看護職員育成の効率化の推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。

② 対策の柱との関係

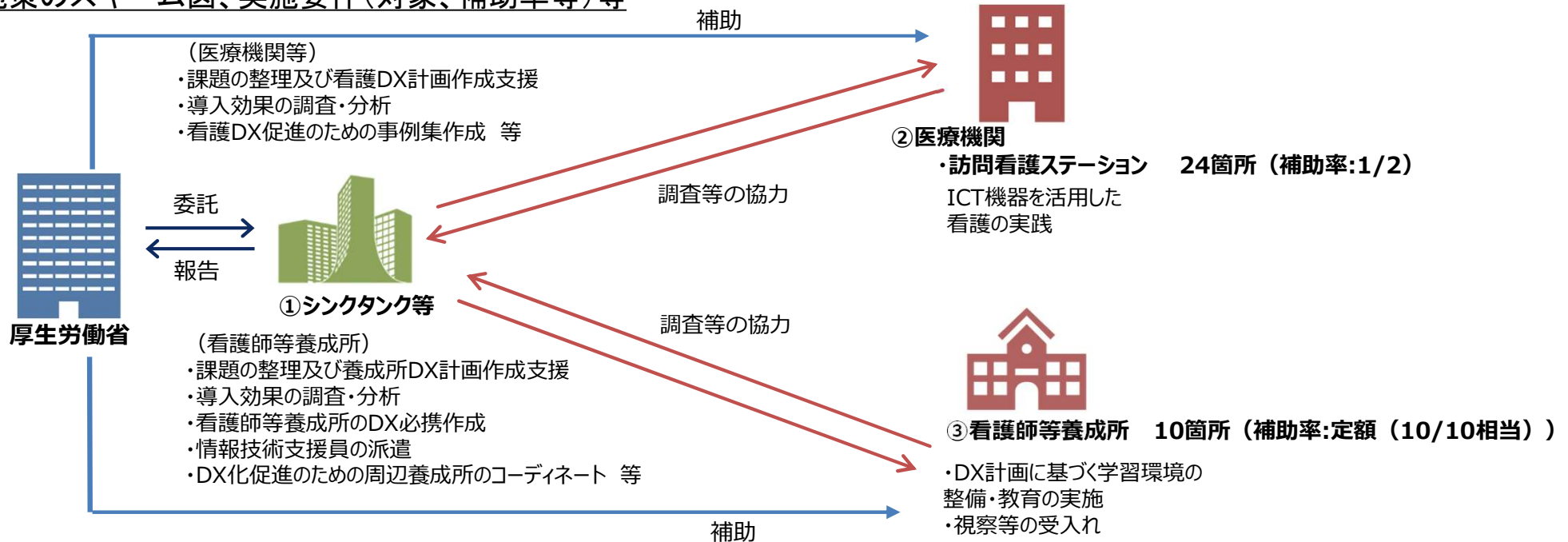
I	II	III
		○

③ 施策の概要

看護師等養成所や看護現場におけるDX化を促進するため、看護師等養成所や医療機関・訪問看護ステーションにおけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

34



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。また、看護師等養成所においても、効果的な教育を行うことにより、質の高い看護師等の養成を図る。

施策名：中央ナースセンター事業  
 (人材活用システムの周知・広報及びナースセンターの機能強化等経費部分)

令和6年度補正予算 31百万円

① 施策の目的

医療機関等における看護職員の確保を図るため、「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の活用を推進するとともに、ナースセンターの機能強化や公共職業安定所との連携を強化することで、看護職員の就業支援の充実を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

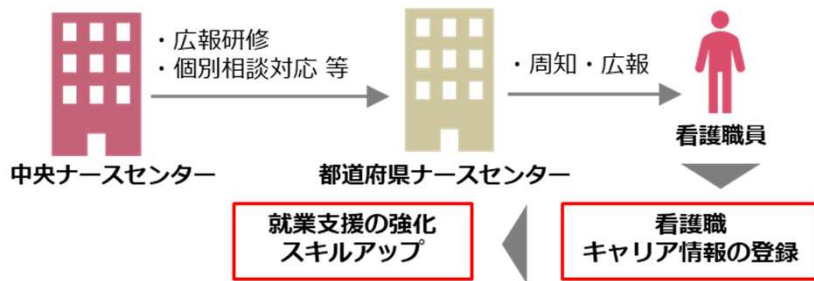
③ 施策の概要

都道府県ナースセンターに対する人材活用システムの周知・広報活動に関する研修等の実施、へき地等における潜在看護職等の活用及び看護職の就業支援の更なる充実を図るための都道府県ナースセンター等へのICT機器の整備を行うための経費を日本看護協会に補助する。

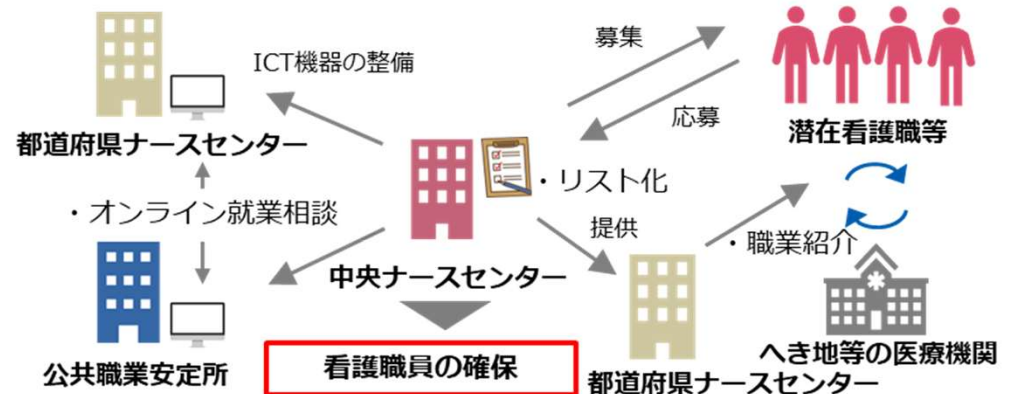
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：日本看護協会(中央ナースセンター)  
 補助率：定額(10/10相当)

1. デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システムの周知・広報



2. ナースセンターの機能強化と公共職業安定所との連携強化



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護職個人の質向上を図るとともに、医療機関等における看護職の確保を支援することで、医療機関等において効率的かつ質の高い医療の提供が期待される。

施策名:地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業

① 施策の目的

看護基礎教育では、令和4年度から新カリキュラムが適用され令和6年度から履修生が卒業する。新カリキュラムの評価や実態調査等を行い次回カリキュラム改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

カリキュラムの評価については、教員の実態を含む教育体制や教育の内容、学生の実態など多岐わたる調査を行う必要があり、早急に取り組みを開始する必要がある。

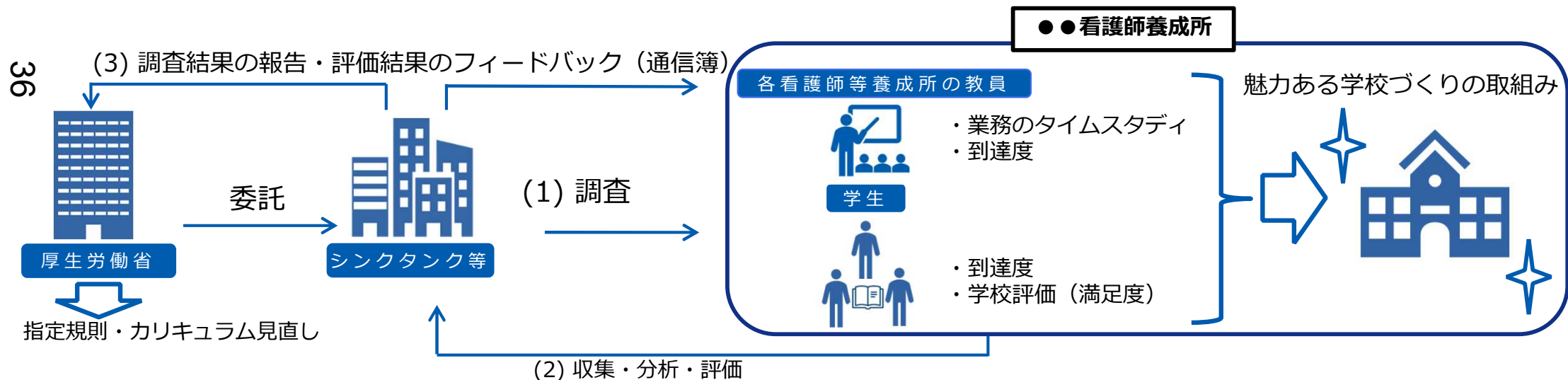
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

次回カリキュラム改正の検討に必要な情報収集と、新カリキュラムの効果検証のための調査を行い、地域で療養する者のケアに必要なカリキュラムを強化し、地域医療を支える人材育成に資するものとするための検証・分析及び各養成所へのフィードバックを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地域での実習を含めた教育内容及び方法の継続的な検討を行うことで、社会における看護職員に対するニーズの変化に一層応えていくための更なる能力向上を図る。また、学生に合わせた教育方法を含む学習環境の整備、選ばれる魅力的な看護師等養成所づくりを促すことが期待される。

施策名: 中堅期看護職員等の就業継続支援事業

① 施策の目的

新人教育に携わる看護職員は、新人看護職員の育成やライフイベント等により負担感が大きいと言われて  
いる中で、対応策が十分ではない。本事業では、新人教育に携わる看護職員が気兼ねなくコミュニケーション  
等ができる環境や、必要な研修を受講できる環境等を提供することにより、新人教育に携わる看護職員の離  
職防止・就労継続を支援することを目的とする。

② 対策の柱との関係

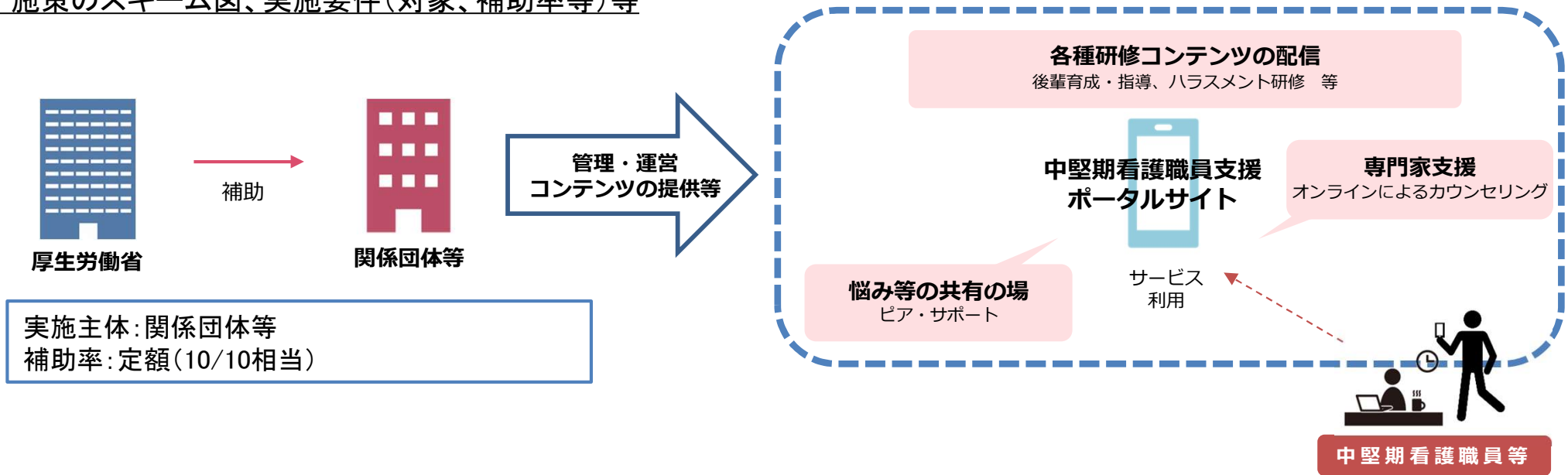
I	II	III
		○

③ 施策の概要

新人教育に携わる看護職員が気兼ねなくコミュニケーションをとれる場や、研修(後輩育成・指導研修、ハラスメント研修等)を受け  
られる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

37



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新人教育に携わる看護職員の就業継続により、新人等後輩看護職員の育成・指導等を実施することができ、看護職員の技術向上  
をもって国民に対し安心・安全な医療提供に貢献する。